

主な意見	地球温暖化対策基本法案（抄）
<p>目的（第一条）</p> <p>○「国際的に公平で実効性のある枠組みのもと」我が国が温暖化対策に取り組むということを確認すべきではないか。</p> <p>○25%削減のためには、化石燃料依存型のエネルギー構成比等を抜本的に転換させなければならず、これを促すような法案とすべきではないか。</p> <p>○化石燃料への依存度は減らさなければならないが、「脱」というのが化石燃料に頼らないという意味ならば、まだしばらく時間を要するのが実態。必要な化石燃料は適切に使用していくべきではないか。</p> <p>○地球温暖化対策によって、急激な産業構造の転換が中小企業・地域経済に悪影響を及ぼすことがないよう配慮が必要ではないか。</p> <p>○地球温暖化対策に産業・雇用の「創出」というプラス面の他に、産業・雇用の「喪失」というマイナス面の対策を加味すべきではないか。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること及び地球温暖化に適応することが人類共通の課題であり、<u>すべての主要な国が参加する公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの下に地球温暖化の防止に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球全体における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して、エネルギー需給の在り方を含め社会経済構造の転換を促進しつつ、脱化石燃料化（エネルギーの供給源の化石燃料に依存する程度をできる限り低減することをいう。）を図ること等により、温室効果ガスの排出の量をできる限り削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができ、かつ、地球温暖化に適応することができる社会を実現するため、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、<u>経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</u></u></p>

基本原則（第三条）	
<p>○地球温暖化対策によって、急激な産業構造の転換が中小企業・地域経済に悪影響を及ぼすことがないように配慮が必要ではないか。（再掲）</p>	<p>（基本原則） 第三条 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、<u>豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、【中略】、行われなければならない。</u></p>
<p>○環境・資源・エネルギー技術を用いた新産業創出・革新的技術の研究開発の加速等を図ることが重要であり、政府において、技術の開発・普及の担い手である企業の活力を涵養し、十分に発揮できる環境整備を行うべきではないか。</p> <p>○環境・エネルギー産業に対する重点的な投資・育成や最先端技術の開発への支援は、持続的成長の柱になるものであり強力に進めるべきではないか。</p>	<p>3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する<u>技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることにかんがみ、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならない。</u></p>
<p>○地球温暖化対策によって、急激な産業構造の転換が中小企業・地域経済に悪影響を及ぼすことがないように配慮が必要ではないか。（再掲）</p> <p>○地球温暖化対策に産業・雇用の「創出」というプラス面の他に、産業・雇用の「喪失」というマイナス面の対策を加味すべきではないか。（再掲）</p>	<p>4 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する<u>産業の発展並びにこれによる就業の機会の増大が図られるとともに、地球温暖化対策の推進に伴い影響を受ける事業に従事する者の雇用の安定が図られるよう、行われなければならない。</u></p>

国、地方公共団体の責務（第四条、第五条）、地方公共団体の施策（第三十四条）

- 国は、地方公共団体の温暖化対策を促進するために技術や情報の提供を行うという趣旨を盛り込むべきではないか。
- 地球温暖化対策において政策形成に、地域社会、産業界、労働界、NGO・NPO等の幅広い利害関係者（マルチステークホルダー）が参加できるような仕組みを取り入れるべきではないか。
- 地方分権の時代では地方公共団体の役割が重要であり、法律でも明記し、その役割を強調すべき。

（国の責務）

第四条 1・2（略）

3 国は、地球温暖化対策の策定及び実施に当たり地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）と連携協力するよう努めるとともに、地方公共団体の地球温暖化対策を支援し、並びに民間団体等が地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 （略）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、地球温暖化対策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2・3（略）

第二節 地方公共団体の施策

第三十四条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標（第十条）	
<p>○基本法は、我が国の削減目標として、長期には2050年80%以上、中期には2020年25%の削減目標を明記すべきではないか。</p> <p>○目標達成のため、森林吸収源や今後の国際交渉で検討される新たなルールも活用できるように規定すべき。</p>	<p>（温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標）</p> <p>第十条 国際的に認められた知見に基づき、平成三十二年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量（<u>国際約束に基づく措置であってそれにより得た量を温室効果ガスの排出を削減した量とみなすことができるものとして政令で定めるものにより得た量がある場合には、当該量を減じた量をいう。第三項において同じ。</u>）は、<u>平成二年（【中略】）における温室効果ガスの排出量からこれに二十五パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とする。</u></p>
<p>○「国際的に公平で実効性のある枠組みのもと」我が国が温暖化対策に取り組むということを明確にすべき。（再掲）</p> <p>○前提条件（「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」）を文言・内容ともに堅持すべき。</p>	<p>2 前項に規定する目標は、<u>すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとし、政府は、当該主要な国による国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標についての合意が実現するよう努めるものとする。</u></p>
<p>○基本法は、我が国の削減目標として、長期には2050年80%以上、中期には2020年25%の削減目標を明記すべきではないか。（再掲）</p> <p>○2050年に80%削減という長期目標についても、地球全体で50%削減が実現されることを前提条件として位置付けるべきではないか。</p>	<p>3 国際的に認められた知見に基づき、平成六十二年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量は、<u>平成二年における温室効果ガスの排出量からこれに八十パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とする。この場合において、政府は、平成六十二年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めるものとする。</u></p>

<p>○前提条件の達成の見通しが必ずしもない中で、取組が後退したと受け取られないよう、前提条件が満たされない場合にどういう方針で進めるのかについても定めるべき。</p>	<p>4 国は、第一項及び前項前段に規定する目標の達成に資するため、第四章に定める基本的施策を総合的、有効適切かつ効率的に講じなければならない。ただし、<u>第一項に規定する目標が設定されるまでの間においても、前項前段に規定する目標の達成に資するよう、同章に定める基本的施策について積極的に講ずるものとする。</u></p>
<p>○国際交渉の中で前提条件の達成が明確に担保されていない中、90年比25%削減という高い国内目標を先行して基本法に定めるべきではないのではないか。</p>	<p>〔 中期目標について我が国は、前提条件を付した上で、温室効果ガスの25%削減に取り組むことを国内外に提示してきており、この一貫した姿勢を基本法の規定でも明記することが必要であると考えています。 〕</p>
<p>○中期目標の前提が確保されたことを判断する基準が不明なままで、基本法に定めることは適当ではないのではないか。</p>	<p>〔 前提条件を満たすものがいかなるものかについては、あらかじめ具体的な基準として示すべきとの御意見もありますが、国際交渉の状況を踏まえながら適切な時点で、政府が総合的な観点から判断することが必要と考えています。 なお、具体的にこの合意が成立したと認められる時点では、以下のように、政府がその旨を明らかにすることを附則で規定することとします。 〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、<u>第十条第一項及び附則第四条の規定は、すべての主要な国が、公平かつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。</u></p>

○前提条件を外して25%の目標を目指すべきではないか。

我が国のみが高い削減目標を掲げても気候変動を止めることはできず、他の主要な国々の意欲的な取組を促すためにも、前提条件は示していかなければならないと考えています。

再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標（第十一条）

○再生可能エネルギーの導入目標については、我が国の温室効果ガスの中期目標が確定した上で、検討すべきである。また、省エネやエネルギー高度利用技術の推進による需要側のエネルギー消費量削減、原子力の積極的な活用を含めた供給側の最適なエネルギーバランス等、総合的なエネルギー政策の中で検討すべきではないか。

○再生可能エネルギー目標は、2020年に日本の一次供給エネルギー総供給に占める割合を20%に引き上げることを目標とすべきではないか。

（再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標）
第十一条 国は、前条第一項及び第三項前段に規定する目標の達成に関して、我が国における一年間の一次エネルギーの供給量に占める再生可能エネルギーの供給量の割合について、平成三十二年までに十パーセントに達することを目標とするものとする。

再生可能エネルギーの導入は、エネルギー政策の観点のみならず、温室効果ガス削減の観点からも重要な施策の一つであると考えており、再生可能エネルギーの導入目標を法律において位置づけることが、その推進を図る上で有効であると考えています。この導入目標は、中期目標の達成のみならず、長期目標の達成にもつながるほか、エネルギー安全保障や経済成長・雇用創出にも資するものと考えています。

2020年に10%に引き上げる目標は十分に意欲的な目標であると考えており、その達成に向けて取組を進めることについて御理解をいただきたいと考えています。

基本計画(第十二条)、政策形成への民意の反映等(第三十三条)	
<p>○地球温暖化対策において政策形成に、地域社会、産業界、労働界、NGO・NPO等の幅広い利害関係者(マルチステークホルダー)が参加できるような仕組みを取り入れるべきではないか。(再掲)</p> <p>○国民一人一人の地球温暖化対策への意識を喚起し、主体的な取り組みを促すとともに、国民の追加的な負担が必要となることへの理解を深める必要があるのではないか。</p> <p>○政策の立案・形成・実施に当たっては、市民の参加を重視し、特に参加にあたっての期間と場を提供することが重要ではないか。NPOなど市民団体の参加を確保することが重要ではないか。</p> <p>○政策の策定は密室協議に委ねるのではなく、国民に広く開かれねばならない。科学者その他の専門家、環境市民団体の意見を適切に反映するプロセスが保証されなければならないのではないか。</p> <p>○地球温暖化対策を検討・実施する上で、政策や制度の全体像と国民生活・産業活動における負担の在り方について示し、国民の理解と合意を得ることが重要ではないか。</p>	<p style="text-align: center;">第三章 基本計画</p> <p>第十二条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(政策形成への民意の反映等)</p> <p>第三十三条 国は、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、<u>地球温暖化対策に関し学識経験のある者、消費生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求め、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。</u></p>
基本的施策(一般)	
<p>○本法案のポイントは、キャップ・アンド・トレード方式の国内排出量取引制度、全量固定価格買取制度、地球温暖化対策税の導入であり、しっかりと位置づけるべきではないか。</p>	<p style="text-align: center;">第四章 基本的施策</p> <p>第十三条 <u>国内排出量取引制度の創設</u></p> <p>第十四条 <u>地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し</u></p> <p>第十五条 <u>再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設等</u></p> <p>(以下略)</p>

○国内排出量取引制度が先頭に来るのではなく、本来はエネルギー政策が冒頭に来るべきではないか。

国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、固定価格買取制度の導入は、それぞれ適切に制度設計がなされ、運用されれば具体的な排出削減効果が見込める施策です。また、省エネや再生可能エネルギーの導入促進など、関連する個別施策による取組を牽引していく役割も持っています。このため、その役割にふさわしい位置付けを法文上でも与えることが適当であると考え、基本的施策の冒頭に位置づけることとします。

国内排出量取引制度の創設（第十三条）

○排出量取引制度は、キャップ・アンド・トレード方式の制度を2011年度末までに創設すべきではないか。

○キャップ・アンド・トレード方式の導入を、その時期を含めて明記すべき。原単位での制度では無意味。

○地球温暖化対策税については、単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、国内排出量取引制度や固定価格買取制度等、他の対策と一体的に検討されるべきではないか。

（国内排出量取引制度の創設）

第十三条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、国内排出量取引制度（温室効果ガスの排出をする者（以下この条において「排出者」という。）の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度をいう。以下同じ。）を創設するものとし、このために必要な法制上の措置について、次条第二項に規定する地球温暖化対策のための税についての検討と並行して検討を行い、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする。

2 前項の規定による検討においては、排出者の範囲、当該範囲に属する排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法、当該排出者の温室効果ガスの排出の状況等の公表の制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項について検討を行うものとする。

○総量規制のみの設定では新たな産業の成長を制約することが懸念されるため、原単位での対応も可能となるような仕組みとすべきではないか。

○キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の導入については、公平なキャップの割当てが困難である一方、投機目的に作用する可能性があり、また我が国ではすでに追加的な削減余地が小さいため、国内では十分なクレジットの発生が期待できず、海外からのクレジットの購入を余儀なくされ、国富の海外への流出、国際競争力の喪失が懸念されるのではないか。

○導入を検討するに当たっては、現在行われている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の結果を十分に踏まえ慎重に行うべきではないか。

3 前項の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うものとする。

法制上の措置については、排出者の範囲その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項を検討する旨を規定した上で、今後、広く国民の意見を伺いながら具体的な制度設計を検討していきたいと考えています。

試行的実施は義務的制度の導入を前提とせずに開始されたものであり、「キャップ・アンド・トレード方式」とは異なるものですが、今後、評価を行い、新たな制度設計に当たって参考にできる部分があれば活用したいと考えています。

地球温暖化対策のための税の検討その他の税制の見直し（第十四条）

○地球温暖化対策税については、単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、国内排出量取引制度や固定価格買取制度等、他の対策と一体的に検討されるべきではないか。（再掲）

○2011年度までに環境税を導入することを明示するとともに、税制中立的な制度とすべきではないか。

○地球温暖化対策税は、排出量取引では対処できない運輸の分野等を含め、大いに活用されるべきであり、2013年までには必ず導入するなど政府のスタンスを明らかにすべきではないか。

（地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し）
第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進するものとする。

2 国は、前項の規定による税制全体のグリーン化の推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

<p>○すでに低炭素社会となっている我が国では化石燃料に地球温暖化対策税を課すことによるCO2排出効果は大きくなく、その上で、新税の必要性を訴えるならば、財源規模・必要性、負担の妥当性、化石燃料間の負担の公平性など踏まえ国民的議論を尽くすべきではないか。</p> <p>○税負担の妥当性、カーボンリーケージによる地球全体の排出量の増加、産業の国際競争力の弱体化といった問題を内包しており、国民が納得できる説明が必要ではないか。</p>	<p>地球温暖化対策のための税については、昨年末の税制改正大綱において「平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進め」ることとされたところであり、本法案においても同様の旨を明記します。具体的内容については、今後、広く国民の意見も伺いながら、検討をしていくこととしたいと考えています。</p>
<p>再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設等（第十五条）</p>	
<p>○対象は再生可能エネルギーによって生産された電力量全体とすべきではないか。</p>	<p>（再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設等）</p> <p>第十五条 国は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、全量固定価格買取制度（電気事業者が一定の価格、期間及び条件の下で、電気である再生可能エネルギーの全量について、調達する制度をいう。）の創設に係る施策を講ずるものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に際しては、電気料金の引き上げによる国民負担の増加等を伴うものであり、負担の主体や程度等を明確かつ具体的に提示して国民的合意を得る必要があるとともに、各種エネルギー間の公平性確保を担保する必要があるのではないか。</p> <p>○太陽光余剰買取制度の検証結果も踏まえ十分に検討を行うことが必要ではないか。買取コスト負担は国民全体が公平に負担する制度とすべき。</p> <p>○2011年度末までに再生可能エネルギーによる発電電力について固定価格買取制度を導入することが必要ではないか。</p>	<p>固定価格買取制度については、再生可能エネルギーの導入を促進する上で重要な政策です。制度の具体的な在り方については、今後の議論も踏まえて検討したいと考えています。</p>

原子力に係る施策等（第十六条）	
<p>○原子力発電は温暖化防止に大きな効果があり、政府の積極的な位置付けや支援が必要ではないか。</p> <p>○原子力の利用について法案の中に盛り込むことは不要ではないか。</p> <p>○基本法では、低炭素な燃料への転換についても明記すべきではないか。</p>	<p>（原子力に係る施策等）</p> <p>第十六条 国は、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、<u>温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギー源への転換を促進するために必要な施策を推進するものとし、特に原子力に係る施策については、安全の確保を旨として、国民の理解と信頼を得て、推進するものとする。</u></p> <p>〔 温室効果ガス削減とエネルギーの安定的な供給の確保の観点から原子力に係る施策の重要性については認識しており、また安全性の確保や国民の理解が重要であることも承知しており、案文のように規定することとします。 〕</p>
エネルギーの使用の合理化の促進等（第十七条）	
<p>○我が国の排出削減に向けては削減余地の高い家庭・業務部門などの最終消費者の行動が重要。そのためエネルギー効率の高い機器の普及促進のためのインセンティブが必要ではないか。</p>	<p>（エネルギーの使用の合理化の促進等）</p> <p>第十七条 国は、エネルギーの使用の合理化の促進により温室効果ガスの排出の抑制に資するため、<u>エネルギーの消費量との対比における性能が優れている機械器具の普及の促進、熱の損失の防止のための性能が優れている建築材料及び施工方法を用いた建築物の新築及び改修の促進、エネルギーの効率的利用のための情報通信技術の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>2 国は、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、化石燃料の有効な利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

革新的な技術開発の促進等（第十九条）	
<p>○環境・資源・エネルギー技術を用いた新産業創出・革新的技術の研究開発の加速等を図ることが重要であり、政府において、技術の開発・普及の担い手である企業の活力を涵養し、十分に発揮できる環境整備を行うべきではないか。（再掲）</p> <p>○環境・エネルギー産業に対する重点的な投資・育成や最先端技術の開発への支援は、持続的成長の柱になるものであり、強力に進めるべきではないか。（再掲）</p>	<p>（革新的な技術開発の促進等）</p> <p>第十九条 国は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する技術の高度化及び有効活用を図るため、再生可能エネルギーの利用、安全の確保を基本とした原子力発電、エネルギーの使用の合理化、燃料電池、蓄電池並びに二酸化炭素の回収及び貯蔵に関連する革新的な技術その他の<u>地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する技術の開発及び普及の促進のために必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
教育及び学習の振興等（第二十三条）、自発的な活動の促進（第二十四条）、温室効果ガスの排出量等に関する情報の公表等（第二十五条）	
<p>○我が国の排出削減に向けては、削減余地が高い家庭・業務部門などの最終消費者の行動が重要。（再掲）</p> <p>○今後、ますます温暖化防止に向けた国民一人ひとりの高い自覚が求められる。これまで以上に地球温暖化対策への意識を喚起し、主体的な取組を促す必要があるのではないか。</p>	<p>（教育及び学習の振興等）</p> <p>第二十三条 国は、地球温暖化対策の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、地球温暖化及びその影響の予測並びに<u>地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>（自発的な活動の促進）</p> <p>第二十四条 国は、事業者及び国民が、その事業活動及び日常生活に関し、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応のための自発的な活動を行うことを促進するため、<u>温室効果ガスの排出の抑制等に資する製品及び役務の選択に関する意識の啓発、民間団体等の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>

<p>○事業活動に伴う温室効果ガスの排出量について一定規模以上の事業者¹に報告を義務付けるとともに、一般に公開する仕組みを整えるべきではないか。</p>	<p>(温室効果ガスの排出量等に関する情報の公表等) 第二十五条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、<u>事業活動（国及び地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）又は製品及び役務の利用に伴う温室効果ガスの排出量に関する情報並びに事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の公表の促進、事業者及び国民によるそれらの情報の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
<p>地域社会の形成に当たっての施策（第二十六条）</p>	
<p>○温室効果ガスの排出が少ない都市・地域構造の構築について、コンパクトなまちづくりへの取り組みに対する支援を強化するべきではないか。</p>	<p>(地域社会の形成に当たっての施策) 第二十六条 国は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する地域社会の形成を推進するため、土地利用に関する施策が温室効果ガスの排出の抑制等に資するものとなるよう配慮するとともに、<u>公共施設その他の公益的施設の整備による都市機能の集積並びに地域におけるエネルギーの共同利用及び廃熱の回収利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
<p>国際的協調のための施策（第二十九条）</p>	
<p>○「国際的に公平で実効性のある枠組みのもと」我が国が温暖化対策に取り組むということを明確にすべき。（再掲）</p> <p>○民間企業によるクリーンな技術や製品の提供などを通じた世界全体の排出量削減への貢献について、幅広くかつ柔軟に削減努力として認めるよう規定すべきではないか。</p> <p>○鉄鋼、化学、セメント、電力等、エネルギー多消費型産業における海外への技術協力の貢献分を技術提供側の削減分としてカウントできるように制度化すべきではないか。</p>	<p>(国際的協調のための施策) 第二十九条 国は、地球温暖化対策を国際的協調の下で推進することの重要性にかんがみ、<u>すべての主要な国が参加する公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの構築を図るとともに、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する国際的な連携の確保、国際的な資金の提供に関する新たな枠組みの構築、技術及び製品の提供その他の取組を通じた自国以外の地域における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築その他の国際協力を推進するために必要な施策を講じ、【以下略】。</u></p>

<p>第三者機関の設置</p>	
<p>○地球温暖化対策を着実に進めていくために、評価委員会を設置すべきではないか。</p> <p>○気候変動委員会の設立をすべきではないか。</p>	<p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、第十条第一項及び第三項前段に規定する目標の達成に資するため、国内排出量取引制度その他の<u>第四章に定める基本的施策の実施の状況についての点検及び評価並びにこれらに基づく施策の推進のための方策について検討を行い、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする。</u></p> <p>〔 第三者機関が客観的・公平中立な観点から施策を評価し、行政に対する意見を述べることは有意義ですが、これを法律に規定するためには新たな行政機関の設置となるため慎重な検討が必要です。まずは既存の中央環境審議会の活用など、評価の体制については様々な形が考えられるところであり、今後引き続き検討したいと考えています。 〕</p>
<p>その他</p>	
<p>○本法律は基本法であり、理念を書けば良く、細かい制度などを書くべきではないのではないか。</p>	<p>〔 本法案は、地球温暖化対策の基本法として、国が講じようとする施策のプログラムを規定するものです。国内排出量取引制度については、現に例のない新しい制度ですので、その基本的な考え方を国民に明らかにする必要があると考えていますが、その具体的な在り方までを規定するものではありません。そうしたことは、今後、開かれた議論を行いつつ、検討していく考えです。 〕</p>

○地球温暖化対策は国民生活にきわめて密接であり、基本法の制定に当たっては、十分な情報公開や意見聴取を行うべきではないか。

○現在及び将来の国民に負担を求める法案を出す以上、各政策の削減効果予測、コスト、国民各層の負担割合等について試算結果を公開すべきではないか。

法案の作成に先立って、昨年末にご意見を募集し、その後法案作成作業が進む中で、様々な団体などからご意見をいただいたり、意見交換をさせていただき、参考にさせていただきました。基本法の制定やその施行に当たって、幅広く国民の意見をいただくことが重要と考えますので、国会審議の前や後においても、極力ご意見をいただく機会を設けていきたいと思っております。

中長期目標をどのような対策で達成していくかを示すロードマップを副大臣級検討チームで議論しているところであり、検討の経過を、随時提示できるよう努めてまいりたいと思っております。

基本法をスタートラインとして、基本計画を策定したり、個別の政策を立案していく際には、関係者や国民のご意見をうかがい、意見交換も行いながら進めてまいりたいと思っております。

○法案の検討に当たっては産業界の意見をよく聞きながら進めるべきではないか。

25%削減という意欲的な目標達成に向け、世界に先駆けて低炭素社会を実現することにより、環境分野での新たな産業・雇用を生み出し、環境が経済を引っ張る社会を創ることが重要だと考えています。

本法案の検討に当たっては、これまでも産業界の関係団体と個別の意見交換やヒアリングを実施し、その意見を聞きながら検討を進めてきたところであり、今後とも産業界と連携を図りながら地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えています。

